

予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、県土整備部(各総合事務所県土整備局を含む。)が発注する建設工事(建築工事を除く。以下「工事」という。)並びに測量等業務、森林整備事業(植栽、下刈、枝打ち及び間伐等の施業をいう。)、公園事業及び植栽管理業務(以下「業務」という。)の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

なお、積算内訳とは総括情報表、諸経費計算表、工種明細表、内訳書、施工単価表、入力データ一覧表、施工一覧表、機労材集計表、使用機械一覧表、運搬資材集計表、登録単価一覧表、特殊基礎単価一覧表及びグループデータ一覧表をいう。

(公表の対象工事等)

第2 公表の対象とする工事及び業務は、競争入札又は随意契約により発注する工事及び業務(設計額が250万円未満の工事及び設計額が100万円未満の業務を除く。)とする。

(公表の内容)

第3 公表を行う内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予定価格の作成に用いた積算内訳のうち、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)で非開示事項に該当するもの、又は総括監督員が必要と認めて非公表としたものを除くすべてとする。
- (2) 最低制限価格等根拠情報。ただし、測量等業務委託においては成果品重点確認価格算定表及び調査基準価格算定表

(公表の時期)

第4 契約の締結後速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

第5 工事又は業務を施行する地方機関の契約担当課において公表するものとする。

また、本庁において、随意契約により実施する工事の場合は、その本庁所管課において公表するものとする。

(公表の方法)

第6 閲覧場所に別紙様式の閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させ、閲覧に供するものとする。写しの交付は、行わないものとする。

2 公表された内容に関する問合せには、応じない。

(公表の期間)

第7 公表する内容を記した資料は、閲覧に供するものとする。

2 閲覧期間は原則として1年間とする。

附 則

この要領は、平成11年1月1日以降起工決裁する工事から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月27日から施行し、平成16年10月1日以降契約締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月27日から施行し、平成20年4月1日以降契約締結する工事から適用する。

附 則

測量等業務における予定価格に係る業種別内訳金額の公表に関する事務取扱要領について(平成20年1月22日付第200700153914号県土整備部長通知)は平成20年4月30日限り廃止する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行し、平成20年5月1日以降契約締結する工事から適用する。